

専門家派遣事業ご利用の流れ

事業の目的

観光事業者が抱える種々の問題（経営・技術・人材・情報化等）に対して民間の専門家を活用し、適切な『診断助言』を行うことにより問題の解決を図り、順調な発展・成長を促進することを目的とする。

事業の対象

専門家派遣事業の対象となる観光事業者等は、次の要件に合致する企業及び組合等とする。

- ① 創業又は生産性向上等を行い経営の向上を目指す意欲ある観光事業者等であること。
- ② 創業又は生産性向上等経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること。
- ③ 専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。
- ④ 当機構の会員、当機構の会員である協会・組合等の会員、当機構会員への加入予定者

※ 専門家派遣事業は原則2年に1度の利用となります。

※ 本年度に産業支援機構の専門家派遣事業をご利用いただいている場合、ご利用することができません。

※ すでに着手している案件は対象外となります。

※ 顧問契約等をしている専門家の派遣はできません。

※ 過去と同じテーマによる利用はできません。

専門家謝金・負担金について

- ① 1案件の謝金（派遣料）上限は30万円（税抜）です。
- ② 派遣1回当たりの謝金（派遣料）上限は派遣項目により3～5万円の制限があります。
- ③ 派遣料の2/3を当機構が負担いたします。

- 1回の派遣（3～5万円以内）×派遣回数＝専門家謝金・・・A（税抜・30万円以内）
- $A \times 2/3 =$ 当機構負担金・・・B（最大20万円）
- $(A + \text{消費税}) - B + \text{専門家交通費等} = \text{事業者負担金}$

専門家派遣事業ご利用の流れ

ご利用の流れ

要請

① 専門家派遣の要請をいただきます。

聞き取り

② 取り組むテーマや課題、求める指導内容、目指す成果等をお伺いします。

③ 専門家とのマッチングを行い、実施内容の詳細を決定します。

④ 所定の「専門家要請書」をご提出いただきます。

審査

⑤ 内容を機構内で審査し派遣を決定します。

⑥ 「派遣決定通知書」を送付します。

振込

⑦ 事業者負担金の振込をいただきます。

⑧ 振込確認後、事業者・専門家双方に派遣開始の連絡をいたします。

実施

⑨ 専門家の診断・助言を受け、二人三脚でテーマに取り組んでいただきます。

報告

⑩ 支援終了後、事業者および専門家双方から「報告書」をご提出いただきます。

支払

⑪ 機構から専門家へ謝金をお支払いします。

確認

⑫ 取り組みの結果、生産性向上の状況をお伺いいたします。

※ 事前にマッチングが必要な場合、1回に限り無料で専門家との面談の機会を設けることができます(交通費等別)。

※ 『診断・助言』が対象となり、『納品』は支援の対象にはなりませんのでご注意ください。

〈問い合わせ先〉

公益社団法人 やまなし観光推進機構

担当 清水愛・丸山貴之・中村賢弥

TEL : 055-231-2722

Mail : a-shimizu@yamakan-sk.jp

t-maruyama@yamakan-sk.jp

